

訪問看護振興のために

— 居宅介護支援事業所の加算の状況を例に —

平成22年8月9日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 木村 隆次

居宅介護支援事業所における 各種加算取得率の状況

(%)

	H21.3	H21.4	H21.5	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1
特定事業所加算Ⅰ	1.13	1.74	1.80	1.85	1.85	1.86	1.87	1.92	1.94	1.94	1.98
	—	(0.69)	(0.72)	(0.75)	(0.74)	(0.74)	(0.75)	(0.77)	(0.77)	(0.77)	(0.77)
特定事業所加算Ⅱ	—	20.78	22.54	24.60	26.11	27.49	28.55	29.81	30.81	31.60	32.18
	—	(9.98)	(10.81)	(11.87)	(12.58)	(13.30)	(13.82)	(14.49)	(15.03)	(15.50)	(15.87)
初回加算	4.12	3.11	2.96	2.96	3.03	2.95	2.92	3.04	2.99	3.12	3.02
医療連携加算	—	0.71	0.84	0.84	0.96	0.91	0.84	0.89	0.89	0.93	1.02
退院・退所加算Ⅰ	—	0.48	0.54	0.54	0.61	0.57	0.51	0.52	0.49	0.55	0.51
退院・退所加算Ⅱ	—	0.89	1.00	1.00	0.96	0.91	0.93	0.94	0.87	0.93	0.73
認知症加算	—	16.69	18.51	18.51	19.50	19.79	20.00	20.18	20.30	20.42	20.56
独居高齢者加算	—	9.17	10.65	10.65	11.31	11.42	11.47	11.52	11.56	11.52	11.48
小規模多機能型居宅 介護事業所連携加算	—	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03

※1 () 以外の数値

…母数＝受給者数

※2 特定事業所加算Ⅰ,Ⅱの () の数値

…母数＝事業所数

(出典:介護給付費実態調査月報)

医療と介護の連携

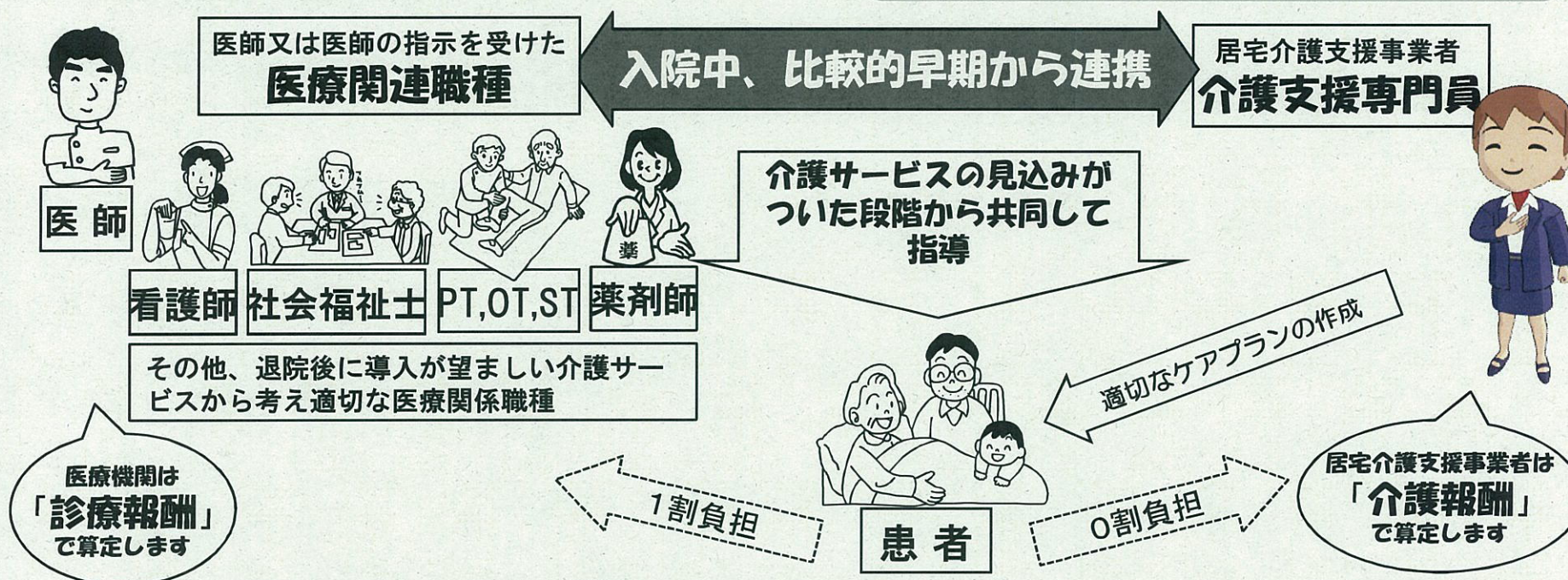
「介護支援連携指導料」と「医療連携加算」「退院・退所加算」

(診療報酬と介護報酬の居宅介護支援費との関係のイメージ)

介護支援連携指導料
300点(入院中2回)

※介護保険施設等の介護支援専門員と連携をとった場合でも算定可。
詳細は通知を参照。

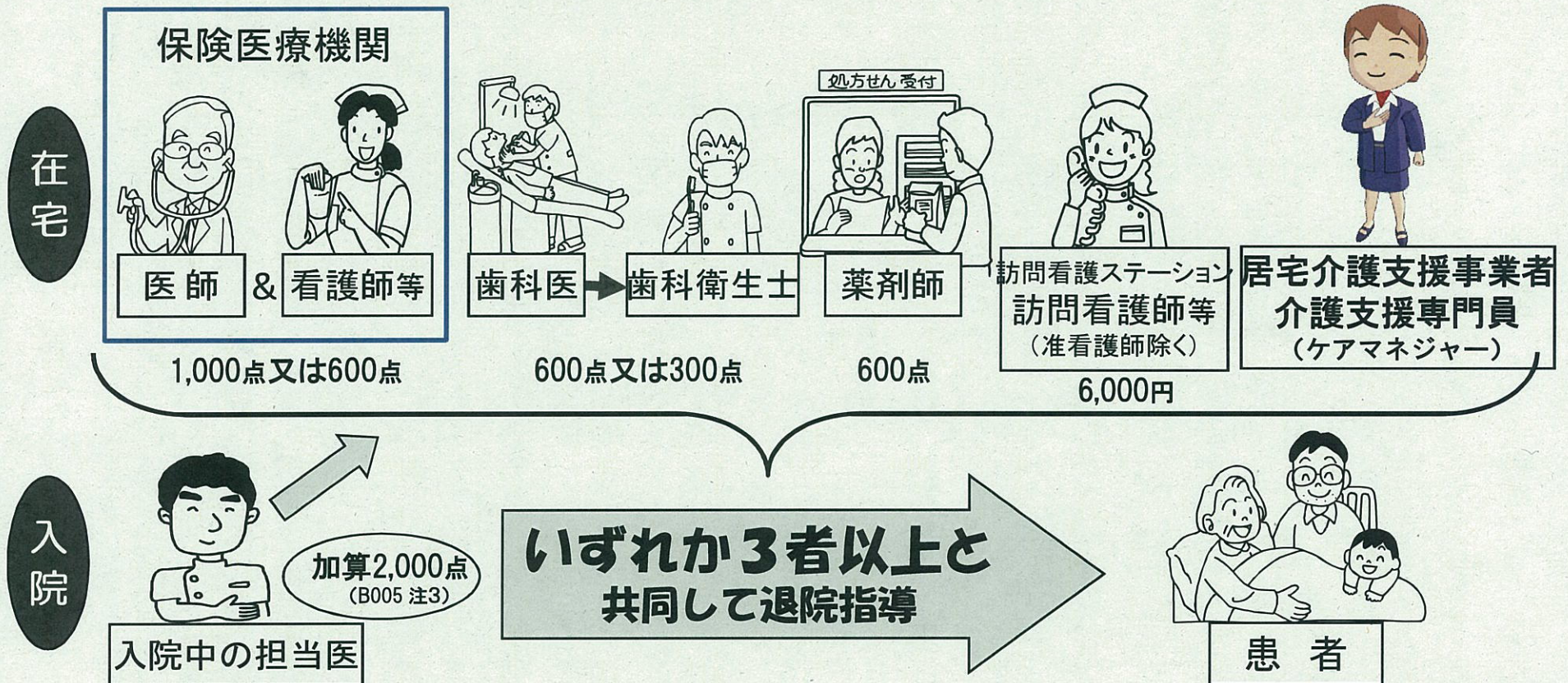
医療連携加算 150単位
退院・退所加算(Ⅰ) 400単位
退院・退所加算(Ⅱ) 600単位



B005-1-2 介護支援連携指導料【300点】

当該入院機関に入院中の患者に対して、患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービスや退院後に利用可能な介護サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中2回に限り算定する。ただし、この場合において同一日にB005の注3に掲げる加算(居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。)は、別に算定できない。

高齢者の退院時共同指導のイメージ



B005 退院時共同指導料2 【300点】【注3 加算 2,000点】

注1 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が入院中の患者に対して、患者の同意を得て退院後の在宅での療養に必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は看護師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。

(中略)

注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医が、当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、所定点数に2,000点を加算する。

居宅介護支援(医療連携加算)

- 医療と介護の連携の強化・推進を図る

- 入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行う際の**評価**

医療連携加算(新規) ⇒ 150単位／月(利用者1人につき1回を限度)

※算定要件

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

居宅介護支援(退院・退所加算)

●医療と介護の連携の強化・推進を図る

●入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行う際の**評価**

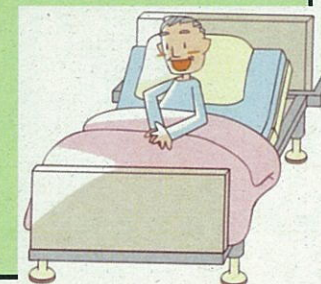
退院・退所加算(新規)

⇒

退院・退所加算(Ⅰ) 400単位／月

退院・退所加算(Ⅱ) 600単位／月

※注 初回加算を算定する場合は、算定できない。



算定条件	(Ⅰ)	(Ⅱ)
①入院期間又は入所期間	30日以下	30日を超える
②退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行った場合	○	○
③利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合	○	○

居宅介護支援費の退院・退所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る情報項目

退院・退所情報提供書

退院・退所情報提供書

(面談日) 平成 年 月 日

情報提供元の医療機関・施設名

所属

電話番号

ふりがな 利用者氏名	(男・女)
生年月日(明・大・唱)	年 月 日(歳)
入院期間	入院日 年 月 日 ~ 退院(予定)日 年 月 日

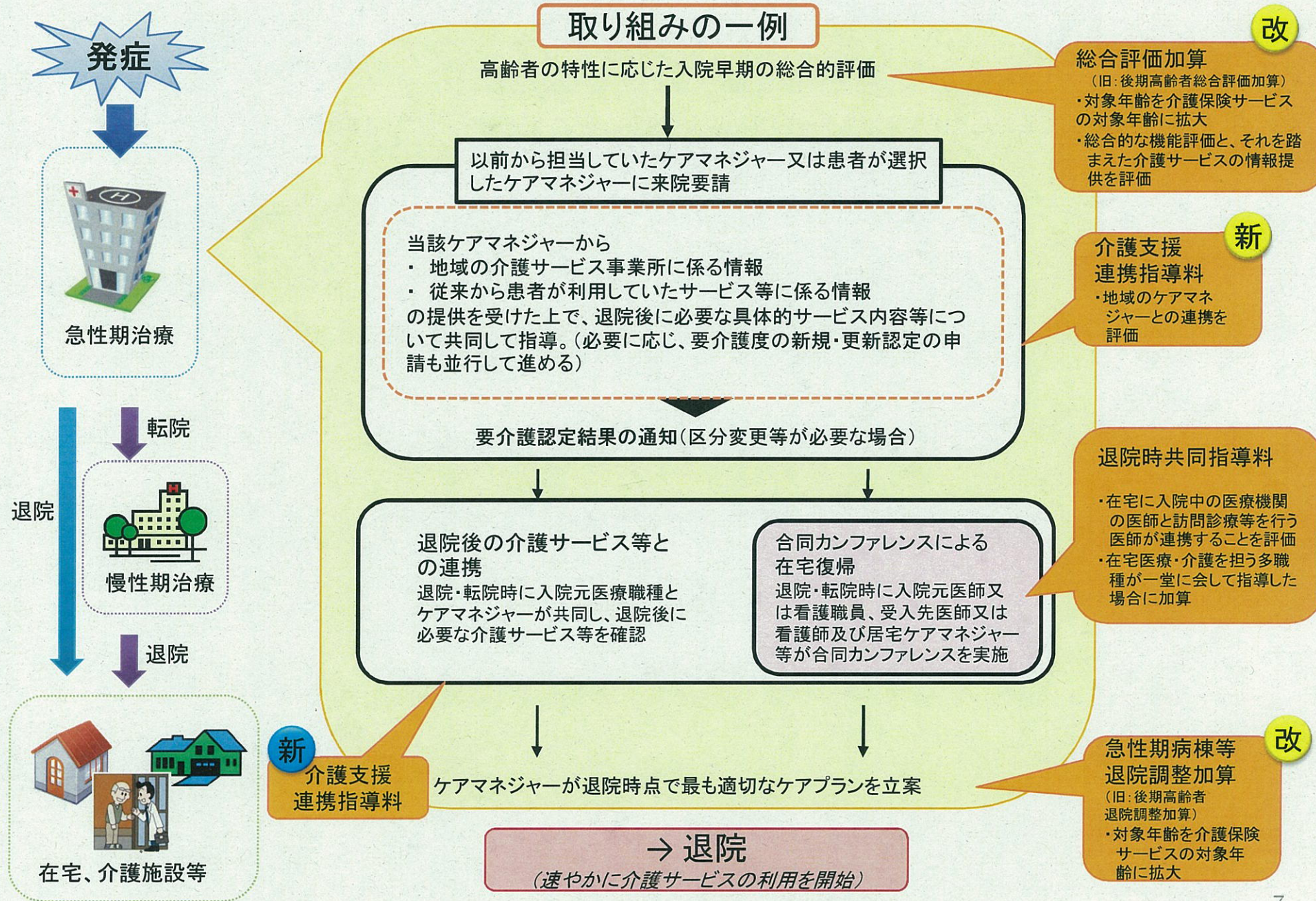
	入院・入所中の状況	(特記事項)
疾病の状態	主病名 主症状 既往歴 服薬状況 (自立・一部介助・介助・その他)	(感染症等)
食事	自立・一部介助・介助・その他 (ペースト・刻み・ソフト食・普通／経管栄養)	
口腔ケア	自立・一部介助・介助・その他	
移動	自立・一部介助・介助・その他 (見守り・手引き・杖・歩行器・シルバーカー・車椅子)	(独自の方法・転倒危険)
入浴	自立・一部介助・介助・不可(シャワー・清拭)	
排泄	自立・見守り・介助／オムツ(常時・夜間のみ)	(留置カテーテル等)
夜間の状態	良眠・不眠(状態:)	
療養上の留意する事項		

情報項目



項目	入院・入所中の状況	(特記事項)
疾病の状態	主病名 主症状 既往歴 服薬状況(自立・一部介助・介助・その他)	(感染症等)
食事	自立・一部介助・介助・その他 (ペースト・刻み・ソフト食・普通／経管栄養)	
口腔ケア	自立・一部介助・介助・その他	
移動	自立・一部介助・介助・その他 (見守り・手引き・杖・歩行器・シルバーカー・車椅子)	(独自の方法・転倒危険)
入浴	自立・一部介助・介助・不可(シャワー・清拭)	
排泄	自立・見守り・介助／オムツ(常時・夜間のみ)	(留置カテーテル等)
夜間の状態	良眠・不眠(状態:)	
療養上の留意する事項		

急性期病院退院後の介護サービス等を見越した取り組みの評価（診療報酬）



居宅介護支援費に係る加算の概要

加算名	算定単位数		算定要件
特定事業所加算(Ⅰ)	1月につき	+500単位	① 主任介護支援専門員を配置していること。 ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。 ④ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が5割以上であること。 ⑤ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。 ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。 (注)特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定はいずれか一方に限る。
特定事業所加算(Ⅱ)	1月につき	+300単位	特定事業所加算(Ⅰ)の③、⑤、⑨及び⑩を満たすこと、主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。 (注)特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定はいずれか一方に限る。
初回加算	1月につき	+300単位	①新規※に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 ※新規とは、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。
医療連携加算	1月につき	+150単位	①病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報※を提供した場合 ※当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況 ②利用者が入院してから遅くとも7日以内に情報提供した場合
退院・退所加算(Ⅰ)		+400単位	①入院期間又は入所期間が30日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合 ②原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合に算定すること (注)初回加算を算定する場合は、算定できない。
退院・退所加算(Ⅱ)		+600単位	①入院期間又は入所期間が30日を超える場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合 ②原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合に算定すること (注)初回加算を算定する場合は、算定できない。